

九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱

九度山町立小中学校修学旅行費補助金交付要綱（令和2年九度山町教育委員会要綱第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、九度山町立小中学校等（以下「学校」という。）が実施する修学旅行の際に、保護者の経済的負担を軽減するとともに、もって児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する修学旅行に要する経費（以下「修学旅行費」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 修学旅行費補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 九度山町立小学校及び中学校（以下「町立小中学校」という。）における修学旅行に参加した児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）を現に監護している者（以下「保護者」という。）

(2) 修学旅行実施時に九度山町に住所を有し、特別支援学校小学部及び中学部又は九度山町立以外の小中学校に在籍し当該学校の修学旅行に参加した児童生徒の保護者

（補助対象経費）

第3条 学校において補助の対象となる経費は、修学旅行に直接必要な経費とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、前条第2号に該当する保護者は、住所地において本来通学する校区にある町立小中学校に対しての補助額を上限とし、その対象学校が該当年度に修学旅行を実施しなかった場合は、他の町立小中学校の補助額を上限とする。

(1) 交通費及び駐車場代

(2) 宿泊費及び食事代

(3) 施設見学及び記念写真代

(4) 添乗員経費、しおり代、医療品及び旅行傷害保険等保険料

(5) キャンセル料

(6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条に規定する取扱い料金

(7) その他修学旅行参加に伴い参加者が均一に負担し、教育委員会が必要と認めるもの
（交付申請等）

第4条 第2条第1号に該当する保護者が補助金の交付申請をしようとするときは、当該児童生徒が在籍する町立小中学校の学校長（以下「学校長」という。）に修学旅行費補助金交付申請等に係る委任状（様式第1号）（以下「委任状」という。）を提出し、当該補助金を申請する権限、当該補助金に係る実績報告を行う権限、当該補助金を受領する権限、受領した当該補助金を修学旅行費に充てる権限その他補助金に関する一切の権

限を、学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、修学旅行費補助金交付申請書（様式第2号）に加え、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) 旅行代金内訳書等の写し

(3) 委任状

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 第2条第2号に該当する保護者が補助金の交付申請をしようとするときは、当該年度の修学旅行の終了後速やかに修学旅行費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、保護者が直接町長に提出しなければならない。

(1) 在籍する当該学校が証明発行した個人の負担額が分かるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

4 前項の規定により提出された交付申請書は、実績報告書に代えることができるものとする。

（交付決定）

第5条 町長は、前条第2項及び第3項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、修学旅行費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、前条の規定に基づき、第2条第1号に該当する補助対象者は、学校長から提出された修学旅行補助金交付請求書（様式第5号）により、また同条第2号に該当する補助対象者は、保護者本人から提出された修学旅行補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の概算払）

第7条 町長は、前条の規定にかかわらず補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 学校長が前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、修学旅行費補助金概算払請求書（様式第7号）に教育委員会が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 第5条による交付決定を受けた学校長は、当該年度の修学旅行終了後速やかに、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、修学旅行費補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、学校長が前項の規定に基づく実績報告をした場合において、本来交付を受けべき補助金の額を上回る額の補助金が交付されているときは、速やかにその差額を精

算し、返還させるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条に基づく実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の実績が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、修学旅行費補助金確定通知書(様式第9号)により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第3項の規定に基づく交付申請があり、交付決定を行った申請者についてはこの限りではない。

(学校長の責務)

第10条 学校長は、補助金を修学旅行の実施を目的とする会計に収入し、修学旅行に要する経費として支出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた学校長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備、保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する町の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

修学旅行費補助金交付申請等に係る委任状

年 月 日

九度山町立 学校
校長 様

保護者（委任者）

住所

氏名

印

九度山町小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

ついては、当該補助金を申請する権限、当該補助金に係る実績報告を行う権限、当該補助金を受領する権限、受領した当該補助金を修学旅行費に充てる権限その他補助金に関する一切の権限を、九度山町立小中学校長に委任します。

対象児童生徒		
在籍校	学年	児童生徒名
	学年	
	学年	
	学年	

様式第2号（第4条関係）

修学旅行費補助金交付申請書

年 月 日

九度山町長 様

申請者（受任者）

九度山町立 学校

校長 ⑩

九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業年度 年度
- 2 補助金申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 修学旅行実施計画書
 - (2) 修学旅行代金見積書等の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

様式第3号（第4条関係）

修学旅行費補助金交付申請書

年 月 日

九度山町長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

電話番号

九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第4条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

対象児童生徒		
在 籍 校	学 年	児 童 生 徒 名
	学年	
	学年	
	学年	

1 事業年度 年度

2 補助金申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 在籍する当該学校が証明発行した修学旅行の個人負担額が分かるもの
- (2) 在学証明書又は学生証の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

九度山町長

印

修学旅行費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学旅行費補助金については、九度山町立
小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決
定したので通知する。

- 1 事業年度 年度
- 2 補助金決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第5号（第6条関係）

修学旅行補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け第 号で交付決定のあった修学旅行費補助金を上記のとおり交付されたく、九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

年 月 日

九度山町長 様

申請者（受任者）

九度山町立 学校
校長

Ⓜ

【振込先口座】

金融機関名	銀行 支店 農協 支店 その他（ ）
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第6号（第6条関係）

修学旅行費補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け第 号で交付決定のあった修学旅行費補助金を上記のとおり交付されたく、九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

年 月 日

九度山町長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

電話番号

【振込先口座】

金融機関名	銀行 支店 農協 支店 その他（ ）
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第7号（第7条関係）

修学旅行費補助金概算払請求書

金 円

年 月 日付け第 号で交付決定のあった修学旅行費補助金を上記のとおり交付されたく、九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

年 月 日

九度山町長 様

申請者（受任者）

九度山町立 学校
校長 印

【概算払を必要とする理由】

()

【振込先口座】

金融機関名	銀行 支店 農協 支店 その他 ()
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

九度山町長 様

申請者（受任者）

九度山町立 学校

校長 ⑩

修学旅行費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった修学旅行費補助金について、九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業年度 年度

2 補助金決定額 金 円

3 事業実施確定額 金 円

4 補助金返還額 金 円

5 添付書類

(1) 修学旅行実施報告書

(2) 修学旅行代金請求書、領収書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者（受任者）

九度山町立 学校
校長 様

九度山町長 印

修学旅行補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった修学旅行費補助金については、九度山町立小中学校等修学旅行費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり額を確定したので通知する。

- 1 事業年度 年度
- 2 補助金確定金額 金 円